経　済　産　業　省

公　　印　　省　　略
２０２６１０２１製局第２号
令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ ８ 日

一般社団法人日本ジュエリー協会
　会長　殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和８年１０月２１日付け警察庁丙組組一発第１０１号及び警察庁丙備企発第８９号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和８年１０月２１日付け外務省告示第３１９号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和８年１０月２１日付け国家公安委員会告示第４７号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、ＩＳＩＬその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成１９年法律第２２号）に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】
責任者：製造産業局生活製品課長　野田
担当者：尾畑、山下
電話：03-3501-0969
メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機密性１

警察庁丙組組一発第101号
警察庁丙備企発第89号
令和８年10月21日

金融庁企画市場局長
金融庁銀行・証券監督局長
金融庁資産運用・保険監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その221）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和８年10月21日付け外務省告示第319号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和８年10月21日付け国家公安委員会告示第47号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する

財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されているところである。依然として厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正によって更新された制裁対象者リストについて該当する顧客の有無を直ちに確認し、その結果、該当する顧客を把握した際には、同顧客の資産に移動が生じないよう必要な措置を執り、当庁警備局警備企画課（電話：０３－３５８１－０１４１）へ報告することについて周知していただくとともに、ＩＳＩＬその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第三百十九号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和八年外務省告示第二百九十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和八年十月十五日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（ｂ）、第千三百三十三号８（ｃ）、第千三百九十号２（ａ）、第千九百八十八号１（ａ）、第千九百八十九号１（ａ）、第二千二百五十三号２（ａ）及び第二千二百五十五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

別表の３２５．、５９１．及び７８６．を次のように改める。

（別表）

325. ムニール・エル・ムタサッディク

MOUNIR EL MOTASSADEQ

(original script: منير المتصدق)

国連参照番号：QDi.082

生年月日：1974/4/3

出生地：Marrakesh, Morocco

別名：ムニール・エル・ムタサッディク

Mounir el Moutassadeq

国籍：モロッコ

Morocco

旅券番号：モロッコ旅券 H 236483

身分登録番号：モロッコ国民IDカード E-491591

住所等：Marrakesh, Morocco

リスト掲載日：2002年９月30日（2004年11月26日、2007年９月７日、2010年12月23日、2019年12月６日及び2026年10月15日に改訂）

その他の情報：国連安全保障理事会決議に基づく見直しは 2010 年5月 20 日、2019 年 12 月４日に終了した。2001 年 11 月 28 日逮捕され、ドイツにおいて殺人幇助行為及びテロ組織所属の罪で有罪となり 2007 年１月８日に懲役 15 年の判決を受けた。2018 年 10 月にドイツからモロッコへ強制送還された。父の名前は Brahim Brik、母の名前は Habiba Abbes。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2006-21965

591. パキスタン・タリバーン運動

TEHRIK-E TALIBAN PAKISTAN (TTP)

(original script: تحریک طالبان پاکستان)

国連参照番号：QDe.132

別称：テフリキ・タリバーン・パキスタン； テフリケ・タリバーン； パキスタニ・タリバーン； テフリーケ・タリバーン

Tehrik-I-Taliban Pakistan; Tehrik-e-Taliban; Pakistani Taliban; Tehreek-e-Taliban

リスト掲載日：2011 年7月 29 日（2015 年6月 15 日、2020 年 11 月 24 日及び 2026 年 10 月 15 日に改訂）

その他の情報：国連安全保障理事会決議に基づく見直しは 2020 年 11 月 24 日、2024 年 11 月7日に終了した。パキスタン・タリバーン運動は、アフガニスタン・パキスタン国境沿いの部族地域に拠点を置いている。2007 年に組織され、指導者はヌール・ワリ・メヘスード（786. に指定した個人）。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェ

ブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities

786. ヌール・ワリ・メヘスード
NOOR WALI MEHSUD
国連参照番号：QDi.427
称号：ムフティ
Mufti
生年月日：1978/6/26
出生地：Gurguray, Pakistan
別名：アブ・マンスール・アシム
Abu Mansoor Asim
国籍：パキスタン
Pakistan
住所等：Lamman, District Barmal, Paktika Province, Afghanistan (2022 年 11 月 26 日時点)
リスト掲載日：2020 年7月 16 日(2023 年 10 月 30 日、12 月 19 日及び 2026 年 10 月 15 日に改訂)
その他の情報：国連安全保障理事会決議に基づく見直しは 2023 年 10 月 30 日、2025 年 12 月 31 日に終了した。パキスタン・タリバーン運動(591. に指定した団体)の以前の指導者マウラナ・ファズルッラー(691. に指定していた個人)死亡後のパキスタン・タリバーン運動の指導者。写真はインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

国家公安委員会告示（３条関係・変更）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件

○国家公安委員会告示第四十七号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月二十一日

国家公安委員会委員長　葉梨　康弘

１　名簿記載者公告番号QI－38(ムニール・エル・ムタサッディク（MOUNIR EL MOTASSADEQ（original script:منير المتصدق））)

⑴　変更前

住所等　ドイツの刑務所

名簿に記載された年月日　2002年９月30日（2004年11月26日、2007年９月７日、2010年12月23

日及び2019年12月６日に改訂）

その他参考となるべき事項　2001年11月28日逮捕され、ドイツにおいて殺人幇助行為及びテロ組織所属の罪で有罪となり2007年１月８日に懲役15年の判決を受けた。父の名前はBrahim Brik、母の名前はHabiba Abbes。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年５月20日に終了した。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2019年12月４日に終了した。モロッコ国民IDカード：E-491591。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

⑵　変更後

住所等　Marrakesh, Morocco

名簿に記載された年月日　2002年９月30日（2004年11月26日、2007年９月７日、2010年12月23日、2019年12月６日及び2026年10月15日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2010年５月20日、2019年12月４日に終了した。2001年11月28日逮捕され、ドイツにおいて殺人幇助行為及びテロ組織所属の罪で有罪となり2007年１月８日に懲役15年の判決を受けた。2018年10月にドイツからモロッコへ強制送還された。父の名前は Brahim Brik、母の名前は Habiba Abbes。写真はインターポ

ール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。モロッコ国民IDカード：E-491591。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

２　名簿記載者公告番号QI－299(ヌール・ワリ・メヘスード（NOOR WALI MEHSUD））

⑴　変更前

名簿に記載された年月日　2020年７月16日（2023年12月19日及び2024年２月７日に改訂）

その他参考となるべき事項　パキスタン・タリバーン運動（QE－56）の以前の指導者マウラナ・ファズルッラー（QI－224）死亡後のパキスタン・タリバーン運動の指導者。国連安全保障理事会決議第2610号（2021年）に基づく見直しは2023年10月30日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

⑵　変更後

名簿に記載された年月日　2020年７月16日（2023年12月19日、2024年２月７日及び2026年10月15日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2023年10月30日、2025

年12月31日に終了した。パキスタン・タリバーン運動（QE－56） の以前の指導者マウラナ・ファズルッラー（QI－224に指定していた個人）死亡後のパキスタン・タリバーン運動の指導者。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

3　名簿記載者公告番号QE－56(パキスタン・タリバーン運動（TEHRIK-E TALIBAN PAKISTAN （TTP））（original script: تحریک طالبان پاکستان））

⑴　変更前

名簿に記載された年月日　2011年７月29日（2015年６月15日及び2020年11月24日に改訂）

その他参考となるべき事項　パキスタン・タリバーン運動は、アフガニスタン・パキスタン国境沿いの部族地域に拠点を置いている。2007年に組織され、指導者はマウラナ・ファズルッラー（QI－224）。国連安全保障理事会決議第2368号（2017年）に基づく見直しは2020年11月24日に終了した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities

⑵　変更後

名簿に記載された年月日　2011年７月29日（2015年６月15日、2020年11月24日及び2026年10月15日に改訂）

その他参考となるべき事項　国連安全保障理事会決議に基づく見直しは2020年11月24日、2024年11月７日に終了した。パキスタン・タリバーン運動は、アフガニスタン・パキスタン国境沿いの部族地域に拠点を置いている。2007年に組織され、指導者はヌール・ワリ・メヘスード（QI-299）。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities